

法人運営基本規程

- 第1章 総則
- 第2章 入会基準及び会費の額
- 第3章 代議員の選挙
- 第4章 役員を選任
- 第5章 社員総会の運営

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、定款により、社員総会において定めるものとされている事項その他本法人運営において基本となるべき事項について定めるものとする。

(期間)

第2条 この規程に定める期間の末日が、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日に当たるときは当該期間はその翌日をもって満了する。

第2章 入会基準及び会費の額

(入会基準)

第3条 正会員、団体会員又は賛助会員として入会を認める基準は次のとおりとし、理事会が別に定める方法をもって、申し込むものとする。

- (1) 正会員 : 地球惑星科学に関わる又は関心を持つ個人で、この法人の目的及び事業に賛同し、入会を希望する者
 - (2) 団体会員 : 地球惑星科学に関わる活動実績を有する「日本学術会議協力学術研究団体」に登録された学術研究団体、又はこれに準ずる学術研究団体で、この法人の目的及び事業に賛同し、入会を希望する団体
 - (3) 賛助会員 : この法人の事業を援助する個人又は団体
- 2 この法人は、地球惑星科学の教育及び普及のため、大学学部学生及びこれに準ずる者並びにそれより年少のものであって、地球惑星科学に関わる又は関心を持つ個人で、この法人の目的及び事業に賛同し入会を希望するものを、会費の納入義務のない准会員として募ることができる。

(正会員の登録区分)

第4条 正会員が所属する登録区分は、宇宙惑星科学、大気水圏科学、地球人間圏科学、固体地球科学、地球生命科学及び地球惑星科学総合の6つとする。

(会費)

第5条 会費の額（毎年4月1日から翌年3月31日まで分）は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 : 金2,000円
但し、大学院若しくはこれに準ずる研究組織に在籍する者で、定収入のない者については、金1,000円とする。
- (2) 団体会員 : 金10,000円
- (3) 賛助会員 : 一口10,000円とし、年間3口以上

2 入会を認められた者は、直ちに前項で定める会費を納めなければならない。

第3章 代議員の選挙

(代議員の定数)

第6条 代議員の定数は、150名とする。

(各登録区分において選挙すべき代議員の数)

第7条 各登録区分において選挙すべき代議員の数（以下「配分代議員数」）は、前条において定める代議員の定数から30名を控除した人数を、選挙公示日の前日における各登録区分における正会員の数によって比例配分し、これに5を加算した数として算出する。但し、配分代議員数として算出された数のうち小数点以下の端数については、配分代議員数の合計が代議員の定数と一致するまで、端数の大きい順に切り上げて算出して処理するものとする。

(選挙権及び被選挙権)

第8条 代議員選挙の公示日前日までに、正会員として入会が認められその旨登録された者は、代議員の選挙権を有する。代議員選挙の立候補受付開始日の前日までに、正会員として入会が認められその旨登録された者は、代議員の被選挙権を有する。

(選挙の管理)

第9条 代議員選挙の管理を行うため、選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員会は、各セクションの代表者（セクションプレジデント）の選挙及び役員を選定について理事会の決議により選挙によるものとした場合の役員選挙など、この法人において実施されるその他の選挙についても、その管理を行うものとする。
- 3 選挙管理委員会の任務、組織、運営、委員の選任・任期その他の必要事項については、理事会の決議により別に定めるものとする。

(選挙の方法)

第10条 代議員選挙における選挙は、投票により行う。

- 2 選挙の日は、期間をもって定めるものとする。

(投票の方法)

第11条 投票は、直接連記無記名により行うものとする。

- 2 前項の投票は、電気通信回線を用いて投票の秘密が確保された電磁的方法により行うものとする。但し、選挙管理委員会の決定により、その他の方法をもって行うことを公告して正会員に周知した場合には、その限りではない。
- 3 投票は、代理人によって行うことができない。

(代議員選挙の種類と実施時期)

第12条 代議員選挙は、定期選挙と補欠選挙とする。

- 2 定期選挙は以下を目途として選挙管理委員会が定める日程をもって行う。
 - (1) 選挙公示日：代議員の任期が満了となる前年8月の第1週
 - (2) 立候補届出期間：同年8月中旬から1ヶ月間
 - (3) 投票期間：同年10月上旬から1ヶ月間
 - (4) 開票：投票期間の最終日の翌日から直ちに行い速やかに当選者を確定する。
- 3 補欠選挙は、代議員が欠けた場合に、理事会の決議により別に定めるところに従って行う。

(理事会決議への委任)

第13条 選挙に関する事項は、この規程で定めるものの他、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

第4章 役員を選任

(役員を選任)

- 第14条** 理事及び監事は、役員候補者推薦委員会が提出する定員以上の候補者名簿等の資料を参考として、社員総会の決議によって各々選任する。
- 2 役員候補者推薦委員会の設置、任務、組織、運営、委員の選任・任期その他の必要事項については、理事会の決議により別に定めるものとする。

第5章 社員総会の運営

(社員の出席)

- 第15条** 代議員たる社員は、自ら又は他の代議員たる社員を代理人に選任して、社員総会に出席する。
- 2 社員総会の招集通知は、定時総会にあっては4月末日現在、臨時社員総会にあってはその開催日の3週間前の時点での社員名簿の登録に従って発すれば足りるものとする。
 - 3 社員総会に出席する社員は、会場の受付にて、その出席資格の確認を受けなければならない。
 - 4 代理人欄が空欄の委任状が提出された場合には、社員総会の議長が選任されたものとみなす。

(社員以外の出席)

- 第16条** 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。
- 2 この法人の使用人又は委嘱を受けた弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て社員総会に出席することができる。
 - 3 この法人の会員は、会場の受付での確認を経て、社員総会を自由に傍聴することができる。

(議長の権限)

- 第17条** 議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退

場を命じることができる。

- (1) 出席資格を有しない者
 - (2) 議長の指示に従わない者
 - (3) 社員総会の秩序を乱した者
- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、社員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し、必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第18条 議長は、社員総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告させなければならない。

(開会の宣言)

- 第19条** 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。
- 2 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している社員に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

- 第20条** 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。
- 2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。但し、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

- 第21条** 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。
- 2 社員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。但し、当該事項が当該社員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが社員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合と議長が認める場合はこの限りではない。
- 3 一般社団・財団法第43条、第44条又は49条第3項の規定により社員から提案があった場合、議長はその社員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

- 第22条** 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。
- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認め

るときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第23条 社員は、社員総会の議事進行に関して、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第1項の動議が、社員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由のないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第24条 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。

- 2 前項の動議が決議されたときは、議長が指名する理事が仮議長となり、その社員総会の議長を理事の中から選出する。

(採決)

第25条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。
- 3 議長は議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。但し、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。
- 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取扱う。
- 6 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 7 議長は採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(採決結果の宣言)

第26条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第27条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第28条 社員総会を延期又は続行する場合は、社員総会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに正会員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の社員総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉 会)

第29条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

附則

(1) この規程は、この法人の設立の登記の日に遡って適用されるものとする。

(2) 2009年8月1日 第8条改正

(3) 2010年5月26日 第14条追加

(4) 2011年5月26日 第14条改正

(5) 2013年12月19日 第8条改正

(6) 2017年5月23日 第6条及び第15条改正。第15条改正については、2018年4月1日から施行する。

以上

